

令和8年度地域資源を活用した観光魅力創出支援事業への参加団体 公募要領

令和8年7月1日

九州経済産業局 流通・サービス産業課 文化創造産業室

1. 本事業について

(1) 目的

2025年に訪日外国人旅行客数※1は4,268万人を超え、消費額も約9.5兆円まで増加するなど、日本国内のインバウンド市場は過去最高を記録している。また、九州への外国人入国者数※2は、2025年7月を除き、2023年10月以降、過去最高水準とされた2018年の単月実績を更新し続けており、円安等を背景にインバウンド市場は一層の活況を呈している。

こうした中、知名度の高い観光地や都市部が賑わいを見せる一方で、地方では魅力的な地域資源を有しているにも関わらず、ブランディングの不足により十分に観光客を取り込めていない。2025年のインバウンドの実態をみると、外国人延べ宿泊者数は約1億7,787万人泊と過去最高を記録したものの、滞在先は三大都市圏の宿泊者数が全体の約70%を占めており、都市部と地方との間で観光客数等の格差が生じている状況である。

九州経済産業局は、地域資源を新たな強みへと転換する発想や、地域固有の文化・観光資源を活かした先進的な取組を評価・奨励することで、地域内の経済循環の実現と九州全体の持続的な発展を推進している。

そこで本事業では、地域の伝統的工芸品や食、自然、歴史資源等を、地域ならではのストーリーやネーミングとして整理・言語化するとともに、知的財産の保護・活用の観点も取り入れながら、地域資源のブランディングの磨き上げや体験型観光コンテンツの開発を支援することで、インバウンド市場の拡大に伴う地方観光の格差是正と、地域資源を生かした高付加価値型観光の実現を目指す。

※1 年間訪日外客数について（日本政府観光局 HP より）

<https://www.jnto.go.jp/statistics/data/visitors-statistics/>

※2 九州への外国人入国者数について（国土交通省九州運輸局 HP より）

<https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/content/000368379.pdf>

(2) 対象

- 当局管内（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）の観光地等において、ブランディングやにぎわいづくり等に取り組んでいる団体（例：観光協会、旅館・ホテル組合、商店街振興組合、まちづくり会社、DMO、伝統的工芸品産地組合、自治体、商工団体等）。
- （5）で記載する期間中に、ワークショップ4回、成果報告会1回の全てに参加し、本事業の支援内容及び資料・動画の公開等に了承できること。
- ワorkshop会場の提供ができ、かつワークショップに地域の関係者の参加を確保できること。

※なお、観光地には、工場見学や体験等のファクトリーツアー・オープンファクトリーをはじめとした産業観光地を含み、地域資源には、歴史、産業遺産、伝統的工芸品、アニメや映画等のコンテンツ産業を含む。

(3) 支援内容

- 地域観光の消費拡大に向けて、地域資源の棚卸や地域のブランディング、体験型観光コンテンツの開発、商標や地域団体商標の活用を支援します。

地域資源については、文化、伝統的工芸品、食、自然、歴史資源等と幅広く定義します。

- ワークショップでは、各回 1～2名の専門家による情報提供やファシリテーションを行います。
※商品開発や広報活動への支援ではなく、上記ワークショップ開催支援です。

<専門家のイメージ>

地域観光や商店街・産地等の活性化について豊富な経験と実績を持つ専門家

※支援先団体で専門家を選定することはできません。

<支援テーマ例（体験型コンテンツの例示）>

- ・伝統工芸ワークショップ
- ・夜の観光コンテンツ（ナイトウォーク、ライトアップツアー）
- ・神社仏閣×観光（写経、座禅、朝参りツアー）
- ・AR/VRを使った観光体験（昔の街並み再現など）
- ・廃校・古民家・空きテナントを活用したアート拠点化プロジェクト
- ・・・等々

(4) 支援の実施形態

※契約状況により、事業内容の一部に変更がある場合がございます。

- 講義

地域ビジョンや体験型観光コンテンツの作り方について講義を行います。また、商標活用・ブランド作りの観点から、知的財産権についても講義予定です。

- ワークショップ

専門家によるワークショップを4回行います。

2回目、4回目は対面開催を予定しているため、会場を支援団体にてご準備をお願いします。

各回、3名以上の対面参加をお願いします。

原則、専門家（1～2名）・当局（2～3名程度）・事務局（2名程度）が同席予定です。

※1回目、3回目はオンラインを予定しております。

<具体的な内容>

1回目：講義・ワークショップ（オンライン、3時間程度）

- 体験型観光コンテンツの事例紹介、体験型観光コンテンツの考え方など基本的な部分
- 地域資源の棚卸しやターゲットの仮設定
- 体験型観光コンテンツのアイデア出し・ターゲットの設定

- ブランドづくりの基本（コンセプト設計、ネーミング、知的財産の活用方法）
- 2回目：現地視察（1時間程度）・ワークショップ（3時間程度）
- 現地視察
- 有望な体験型観光コンテンツの絞り込み
- 体験の流れや、実際のコンセプト設定（参加者の満足度を高める演出設定）
- 想定価格帯、所要時間、受入体制の整理
- 3回目：ワークショップ（オンライン、3時間程度）
- 設定したコンテンツの差別化、磨き上げ（類似コンテンツとの比較→地域ならではの独自性の明確化）
- ネーミング・キャッチコピーの検討、ブランドとして伝えるための要素整理
- 4回目：現地視察（1時間程度）・ワークショップ（3時間程度）
- モデルツアーの素案作成（行程・広報等も含む）
- 今後の改善・展開に向けた課題整理

● 成果報告会（オンライン）

4回のワークショップを踏まえ、2つの支援先団体による成果報告会をオンライン形式で行います。他地域の観光資源の棚卸やブランディングについて学び、相乗効果を生み出す機会となるよう、報告・発表等へのご協力をお願いします。

<具体的な内容>

- 専門家による事業内容紹介
- 参加団体による成果報告（2地域）
- 成果発表（ファシリテーター・ワークショップ参加者クロストーク）
- 行政機関の施策紹介（INPIT・観光庁等）

（5）支援期間

- 令和8年9月～令和9年2月を予定（ワークショップは各回3時間程度を予定）

<スケジュール案> ※スケジュールは変更となる場合がありますので予めご了承ください。

日時	支援内容	概要
令和8年 9月頃	ワークショップ1回目	地域ビジョンや体験型観光コンテンツの理解 商標・地域団体商標等の理解
10月頃	ワークショップ2回目	現地視察・体験型コンテンツの設計、初期整理
11月頃	ワークショップ3回目	体験型コンテンツの差別化・磨き上げ
12月頃	ワークショップ4回目	現地視察・モデルツアー案の作成、広報等の作成、今後の構想
令和9年 1～2月	成果報告会	成果発表・ファシリテーターとのクロストーク・施策紹介

（6）費用

- 支援を受けるにあたって、費用負担は原則ありません。
- 対面で開催されるワークショップについては、会場代及び会場までの移動費は各自もしくは支援団体にてご負担いただきます。

(7) 当局ウェブサイトにおける事例紹介

- 本事業の支援内容及び資料・動画を当局ウェブサイトにて公表することがあります。
- 公表内容の事前確認及び公表への了承をお願いします。

2. 募集について

(1) 募集概要

対象	観光地等においてプランディングやにぎわいづくり等に取り組んでいる団体（例：観光協会、旅館・ホテル組合、商店街振興組合、まちづくり会社、DMO、伝統的工芸品産地組合、自治体、商工団体等）
募集期間	令和8年7月1日（水）～令和8年8月14日（金）
採択方式	当局での審査を経て、採択先を決定
採択予定件数	2団体 ※先着順ではありません

(2) 応募要件

- 「1. (2) 対象」に記載した団体・自治体であること。
 - 支援を受けるにあたり、主体的に関わること。
 - 本事業終了後に、アンケート調査やヒアリング調査への協力が可能であること。
 - 応募用紙に記載された内容等について、事務局からの問い合わせに対応できること。
 - 事業期間内に実施する支援を全て受けること。
 - 入札事業者による提案の具体性および質の向上を図るため、事前に本事業の応募内容を、当局から入札参加事業者に共有することに了承できること。
 - 専門家から必要に応じて依頼する宿題等に対応できること。
 - ワークショップで使用する会議室等を準備できること。
 - 専門家等の現地視察に対応出来ること。
 - 成果報告会への参加・発表等の対応を行うこと、発表資料・動画の公開を行うことに了承できること。
 - その他、本応募要領に記載されている内容や個人情報保護方針に承諾すること。
 - 本事業に関わる支援関係者が次のいずれにも該当しない者であること。
- * 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、

理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- * 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- * 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- * 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(3) 応募方法

応募にあたっては、「4. 個人情報保護」の内容にご同意いただいたうえで、以下の書類を「③提出方法」に記載の宛先まで電子メールにてお送りください。

※審査の過程で、応募内容に関する問合せや相談をさせていただく場合があります。

①提出書類

応募用紙

②提出期限

令和8年7月1日(水)～令和8年8月14日(金)

※上記期間以外には、受付できませんのでご了承ください。

③提出方法

メールでの応募をお願いします。件名に、「(応募) 令和8年度地域資源を活用した観光魅力創出支援事業」と記載してください。

提出先：九州経済産業局 流通・サービス産業課 文化創造産業室

E-mail: bzl-kyusyu-service@meti.go.jp

(4) 審査方法・審査基準

審査方法は原則として応募書類及びオンラインでの質疑応答とします。

審査基準は下記の観点から当局内審査委員会にて行います。

①審査方法

- ・ 一次審査については、応募用紙に基づいて、書面にて行う。
- ・ 二次審査は、Microsoft Teams 上のオンライン会議にて質疑応答形式で行う。(日時は別途指定)

②実施体制

- ・ 支援先団体(=申請者)において、本事業の遂行に必要な人員の確保及び役割分担がなされているか。
- ・ 他機関(自治体、商工団体等)と連携しているか。
- ・ ワークショップ参加者を一定数集められる見込みがあるか。

③課題解決の必要性和状況

- ・ 地域の現状分析、課題分析、将来目指す姿が具体的であるか。

- ・ 課題解決に向けた熱意があり、本事業への積極的な姿勢が見られるか。

3. 結果の通知について

- 採択・不採択に関わらず結果を通知します。
- 採択・不採択に関わらず、理由についてはお答えできませんので、ご了承ください。

4. 個人情報保護

お預かりした個人情報は、「令和8年度地域資源を活用した観光魅力創出支援事業」及びこれに付随する業務を行う上で必要な範囲においてのみ使用します。また選考書類使用後は当局にて書類を破棄します。採択された方については、本事業に係る業務終了時に書類を適切に破棄します。

5. 問合せ先

九州経済産業局 流通・サービス産業課 文化創造産業室 担当：甲斐、藤田
〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号
TEL: 092-482-5511 E-mail: bzl-kyusyu-service@meti.go.jp